

自営業者等を被扶養者にするときの取扱いについて

SUBARU 健康保険組合

令和2年4月1日より自営業者等を被扶養者として認定する際の取扱いが次のように変わりました。

1. 自営業等の家族を被扶養者に申請する際に提出していただく収入関係の証明書類

自営業等を営んでいるご家族を被扶養者として申請する際には市区町村発行の所得証明書等だけでは年間収入金額が判断できないため、これに加えて直近の確定申告書(写し)の提出が必要です。

【ご家族が自営業者等の場合に「健康保険被扶養者届」に添付していただく収入関係の書類^{※1}】

- ①所得証明書(居住する市区町村発行のもの)
- ②確定申告書(写し)
- ③直接的必要経費申告書^{※2}
- ④直接的必要経費の裏付けとなる添付資料一式^{※2}

※1「健康保険被扶養者届」には上記以外に住民票、扶養家族認定調書等の添付が必要です。

※2 直接的必要経費については下記第2項をご参照ください。

これらの書類は毎年実施する被扶養者現況調査でも自営業者等の方については毎回提出をお願いいたしますので、事前にご準備をお願いいたします。

2. 直接的必要経費について

被扶養者認定時の収入基準(年間130万円未満、60歳以上・障がい者では180万円未満)の判定においては、確定申告書記載の税法上の所得金額ではなく、総収入金額から直接的必要経費のみを差し引いた金額で判断いたします。

直接的必要経費とはその費用がなければ事業が成り立たない経費(例:製造業における原材料費)であり、かつその年に実際に金銭が支払われている経費であって、「直接的必要経費申告書」に具体的に金額等必要事項を記載し、経費の裏付けとなる資料とともに健保組合に提出した場合についてのみ経費と認められます。

3. 自営業者等を被扶養者として認定するその他の条件について

自営業において従業員やアルバイト等を雇用して給料賃金を支払っている場合は、社会通念上従業員に対してその社会的責任を果たすべき立場にあり、自らが被扶養者として被保険者に扶養されている立場とは認められませんので、被扶養者として認定いたしません。

☆自営業者等の被扶養者認定に関しご不明点などについては、健保組合本・支部までご相談ください。

以上